

軽自動車税納税証明書交付申請書（郵送用）

江東区長 殿

下記のとおり請求します。 年 月 日

①・②のいずれかに☑してください。	
①☐ 車検・継続審査用納税証明書（無料）	②☐ 車検以外に使用（1通300円） (証明 ☐平成 年度 通) 年度 ☐令和
標識番号（ナンバー）	
③	車検（登録）証記載の住所（所在地）
	車検（登録）証記載の氏名（名称）
請求者住所（法人の場合は所在地）	☐上記③と同じ
請求者氏名（法人の場合は名称・担当者）	☐上記③と同じ
連絡先電話番号	(日中ご連絡可能な電話番号をご記入ください。)

江東区処理欄	受付	作成	確認
--------	----	----	----

軽自動車税証明書の郵送請求方法

軽自動車・排気量250cc超二輪車の車検（継続審査）用

次の①、②を下記あて先にご送付ください。

- ①軽自動車税証明書交付申請書（郵送用）
- ②返信用封筒（切手を貼ってあて先をご記入ください）

車検以外に使用の納税証明書（有料：300円）

名義人からの請求：①～③を下記あて先にご送付ください

- ①軽自動車税証明書交付申請書（郵送用）
- ②返信用封筒（切手を貼ってあて先をご記入ください）
返信先は住民登録地（法人の場合は車検証記載の所在地）のみです
- ③手数料 1通につき300円分、必要通数合計額の定額小為替（ていがかがわせ）を郵便局で購入の上同封ください。定額小為替は発行日より6ヶ月以内のものを、何も記入しないでお送りください。
代理人から請求の場合は上記①②（代理人の住所・所在地に返送）③および名義人からの委任状、代理人の本人確認資料（免許証・健康保険証等）写しを同封ください。

※ 最近(15日以内)に軽自動車税を納めた場合、納税額が反映されていないことがあります。納税額を反映させるときは領収書を同封してください。領収書は納税証明書とともに返却いたします。

申請書がプリントできない方は、便せん・白紙等に左記必要事項をご記入のうえ、申請書を作成してください。

《お問い合わせ先》

江東区役所 課税課 課税第二係（区役所5階3番窓口）

☎03-3647-8004（直通） メールアドレス kazei02@city.koto.lg.jp

【あて先】 

点線部分を切り取り、郵送する際にご利用ください。

135-8383

東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所 課税課 証明担当